

発信者本人であり、特定電気通信役務提供者が開示の是非を判断するに当たっては、当該発信者の意思が十分に反映されなければならないのであるが、匿名性を維持したままでの発信者自身の手続参加が認められない現行法の枠組みの下にあっては、開示請求の相手方となる当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（「開示関係役務提供者」という。）の行為を通じて、発信者の利益擁護や手続保障を図ることが不可欠である。

本条第2項は、このような理由から、開示関係役務提供者に対し、第三者たる発信者のプライバシーや表現の自由に係る発信者情報を保有し、取扱う者の責任として、開示の請求を受けたときは、原則として発信者に当該開示請求に関する意見を聴かなければならない旨の義務を課すものである。

さらに、上述のとおり、発信者情報は、高度のプライバシー性を有する情報であることから、本条第3項においては、発信者情報の開示を受けた者の側からも、不当にこの情報を用いることのないように義務を課すこととしている。

以上のとおり、開示関係役務提供者は裁判外での開示請求については、とりわけ慎重に対応することを要請されることとなる。それにもかかわらず、裁判外での開示請求に応じなかったことにより生じた損害賠償の責任を一般原則に従って開示関係役務提供者に帰するのは酷であることから、本条第4項は、開示関係役務提供者が開示請求に応じなかったことで、開示を請求した者に生じた損害については、仮に開示をしなかったという判断が誤っていたことが事後的に明らかとなった場合であっても、故意又は重過失による場合を除き、損害賠償の責任を負わない旨を規定し、開示関係役務提供者に慎重な判断を促すこととするものである。

## 【解説】

### 1 第1項

#### (1) 趣旨

本項は、発信者情報開示請求権について定めるものであり、開示を請求する者は、以下の要件を満たす場合に管轄を有する裁判所<sup>iv</sup>に訴え出て訴訟を通じて権利の実現を図るこ

---

<sup>iv</sup> 管轄がどのようになるかは、民事訴訟法4条以下の裁判籍の規定に従って決められることになるが、本請求権は、一定の厳格な要件が満たされる場合に特定電気通信役務提供者に課せられた守秘義務を解除し、開示請求者の請求に応じて発信者情報の開示に応じるべき義務を発生させるものであるから、それ自体経済的利益を目的とするものではなく、これに基づく訴えは、財産権上の訴え（民事訴訟法5条1号）とはいえないし、その他の特別裁判籍が認められる場合にも該当しないと考えられる（なお、契約に基づく帳簿閲覧請求を財産権上の請求権としたものとして大判大正10.11.2民録27輯1861頁があるが、これを本請求権に基づく訴えに当てはめることができるかどうかについては慎重な検討が必要であろう。）。したがって、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所に管轄が認められることになると考えられる。